

施 工 条 件 の 明 示

工事番号：水市８・９第１０号

工 事 名：市川市鬼高３丁目２８番地先配水管整備工事

明 示 項 目	明 示 事 項					
工 程 関 係	作業時間については、警察等関係官公署と協議して施工すること。 本工事は、夜間施工とする。 本工事の作業不能日数は、４４日を見込んでいる。 本工事の工事規制期間は、１０日を見込んでいる。 本工事の調整期間は見込んでいない。					
用 地 関 係	土砂等仮置場として必要面積分の借地費を計上している。					
公 害 対 策 関 係	排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 建設工事に伴う騒音対策技術指針によること。					
安 全 対 策 関 係	千葉県企業局水道工事標準仕様書及び関係法令を遵守し、施工すること。 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等関係官公署との協議に基づき設置すること。 なお、交通誘導員については、原則として布設箇所などで、１口施工１現場に５名以上を配置し、安全対策に十分注意すること。 また、警察等関係官公署との協議の結果又は条件変更に伴い、変更する必要がある場合は別途協議すること。 仮復旧における道路標示は、ペンキ等により速やかに施工すること。 工事巡視チェックシートを毎週木曜日に提出すること。 仮設工は任意であるが、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、施工すること。 なお、当該要綱の定めのとおり、掘削の深さが１．５ｍを超える場合には、土留工を施すこと。 仮設工の工法等を決定するための条件は、次のとおりである。 (地質状況) 地質の状況 ： 軟弱地盤 地下水の状況 ： 水位が高いと思われる地域 埋戻材料 ： 購入洗砂					
工事用道路関係	一般道を使用する際は、損傷等を与えないよう十分留意すること。また、損傷等生じた場合、受注者の責において原形に復すること。一般道に落ちた廃材、合材及び土砂等の清掃を怠らないこと。 交差点及び民地への出入りについては、十分注意すること。					
仮 設 備 関 係	なし					
建設副産物関係	建設発生土、Ａｓ塊、路盤材、コンクリート塊、石綿セメント管及び舗装切断時の排水処理などの建設副産物の処理については、別添「特記仕様書」、「建設副産物に関する特記仕様書」、「建設リサイクル法に関する特記仕様書」に基づき、適切に搬出、処理すること。					
工事支障物件等	施工前の現地調査及び試掘により他企業埋設物・支障物を把握し、当該管理者と協議を行い、適切に処理すること。 他企業埋設物を損傷することがないようにすること。 必要に応じて占用企業者と立会いを実施すること。					
排水工（濁水処理を含む）関係	連絡工事等出水の予想される工事では、水替工等の措置を行うこと。 また、排水流末など考慮しながら作業を行うこと。					
その他	本設計書には、断水工事に伴う仕切弁等操作費用を計上しているので、特記仕様書に基づき行うこと。					
	口径	φ 20～φ 50 (回)	φ 50～ φ 250 (回)	φ 300～ φ 450 (回)	φ 500以上 (回)	洗浄時間
			16			8